

## ご寄付のお願い。

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会

東京手話通訳等派遣センターを応援してください。

東京で手話通訳者・要約筆記者を養成・派遣する「派遣センター」および登録する手話通訳者・要約筆記者は、これまで都内の聴覚障害者や企業・団体などから依頼を受け、コロナの感染拡大の中でも、聴覚障害者の情報保障と通訳者の健康を守る工夫をして、日常生活に欠かせない病院への手話通訳の派遣を行ってきました。遠隔手話通訳事業をはじめ、さらにオンラインの会議や講習会に通訳を派遣しています。

聞こえる人以上に大きな不安を抱えている利用者が多数いることを肌身で感じるからこそ、当センターと通訳者が使命感を持って、事業に懸命に励んでいます。

しかし、コロナ禍の影響により、前年度比で4月は約20%、半年経った今でも約50%と派遣件数が激減し、手話通訳養成事業も中止や延期が相次いでいます。そのため、大幅な収入減で財政的にも厳しく、聴覚障害者からの通訳依頼に派遣ができなくなれば、日々の生活での不便さや不自由さに直結することはもちろん、権利保障の後退を招き、これまでの「手話言語法」「手話言語条例」制定運動への広がりにも水を差されかねません。

この間、登録手話通訳者、登録要約筆記者は収入が途絶えてしまい、政府のフリーランス対象の持続化給付金の申請をして凌いできました。国の慰労金の対象にもなれません。職員は4月から6月まで休業によって、大幅な賃金の減少を余儀なくされ、これからも休業実施による雇用調整助成金を充てにせざるを得ない状況です。

当センターとしても、職員の休業をはじめ、新たな手話講座の増設、WEBセミナー、企業等への営業活動を行ってきましたが、危機的状況に変わりありません。

つきましては、ぜひ、寄付金のご協力をお願いします。

### 【寄付のお申し出先】

- ・名義：社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
- ・郵便振替口座：記号番号 00110-5-026676
- 銀行 口座：ゆうちょ銀行〇一九店 当座 026676

※摘要欄に「手話」をご記入ください。

・社会福祉法人に対する寄付は寄付金控除の対象となります。詳しくは税務署にお問い合わせください。